- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
  - (1)計画の目的
  - (2)計画の対象範囲
  - (3)計画の期間
- 3. 遺産地域の概要
- (1)位置等
- (2)総説
- (3)自然環境
- (4) 社会環境
- (5)世界遺産としての顕著な普遍的及び保護担保措置
- 4. 管理の基本方針
- (1)管理の目標
- (2)管理の現状
- (3)管理に当たって必要な視点
- ア、生態系等の統合的・順応的管理
- イ. 広域的・長期的な管理
- ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用
- 工. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理
- オ. 地域や様々な主体との連携・協働

- (1) 生態系と自然景観の保全
- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
- ウ. 自然景観の保全
- 工. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
- (3)調査研究・モニタリング及び巡視活動
- ア. 基本的な考え方
- イ. 調査研究・モニタリング活動
- ウ、巡視活動
- (4)地域との連携・協働
- (5)民間企業等との連携・協働
- (6)環境教育
- (7)情報の発信と普及啓発
- 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項
  - (1)関係行政機関の体制
  - (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との 協働型管理の体制
  - (3)資金

## 屋久島世界自然遺産地域管理計画の改訂の概要(1/5) ※赤字は新規項目(項目名変更は除く)

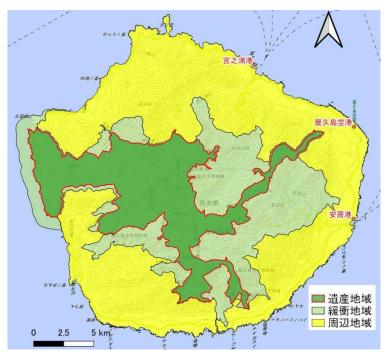
- 1. はじめに(P.1~)
- ▶ 計画の改訂の背景と経緯を追加
- ・地域の関係団体や住民との議論のプロセスを経て改訂
- 屋久島憲章、環境文化村構想の考え方を追加
- 2. 計画の基本的事項(P.3~)
  - (1)計画の目的

### (2)計画の対象範囲

- ▶ 屋久島全島に拡大
- ・緩衝地域と周辺地域の位置づけ
- ・遺産地域外部の管理が内部に影響
- →島全体での一体的な取組

### (3) 計画の期間

- ▶ 計画期間
- ・計画期間を10年に設定
- ・モニタリング結果や社会環境変 化等を踏まえて見直し



計画の対象範囲

- 3. 遺産地域の概要(P.5~)
  - (1)位置等
  - (2)総説
- ▶ 生物圏保存地域の記載
- ・生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の設定を総説に追記

### (3)自然環境(4)社会環境

- ト情報の更新
- ・自然環境について気候や生物種情報を更新
- ・社会環境について利用状況を更新

### (5)世界遺産としての顕著な普遍的価(OUV) 及び保護担保措置

- ▶ OUVの説明、希少野生動植物、区域図の追加
- ・OUVの概要、登録基準(自然景観、生態系)、完全性の解説
- ・保護制度(保護担保措置)の内容を更新・補強
- ・OUVについて遡及的陳述(2012)
- ・一部区域の国立公園編入や特別保護地区等 への格上げ
- ・保護林制度改正に伴う修文
- ・ヤクタネゴヨウ希少個体群保護林
- ・国指定天然記念物「ヤクシマカワゴロモ生育地」
- ・国内希少野生動植物種と鹿児島県条例指定 希少野生動植物の説明
- 各保護地域の区域図



- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
  - (1)計画の目的
  - (2)計画の対象範囲
  - (3)計画の期間
- 3. 遺産地域の概要
- (1)位置等
- (2)総説
- (3)自然環境
- (4) 社会環境
- (5)世界遺産としての顕著な普遍的及び保護担保措置
- 4. 管理の基本方針
- (1)管理の目標
- (2)管理の現状
- (3)管理に当たって必要な視点
- ア. 生態系等の統合的・順応的管理
- イ. 広域的・長期的な管理
- ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用
- 工. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理
- オ. 地域や様々な主体との連携・協働

- (1) 生態系と自然景観の保全
- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
- ウ. 自然景観の保全
- 工. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
- (3)調査研究・モニタリング及び巡視活動
- ア. 基本的な考え方
- イ. 調査研究・モニタリング活動
- ウ. 巡視活動
- (4)地域との連携・協働
- (5) 民間企業等との連携・協働
- (6)環境教育
- (7)情報の発信と普及啓発
- 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項
- (1)関係行政機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との 協働型管理の体制
- (3)資金

# 屋久島世界自然遺産地域管理計画の改訂の概要(2/5)

### 4. 管理の基本方針(P.21~)

#### (1)管理の目標

▶ 地域区分別目標の追加

遺産地域 人為的干渉を最大限に抑制、バランスのとれた生態系を目指してOUVを維持又は回復

遺産地域への人為的影響を軽減、観光や林業等の活動との共存、

入込み分散の受け皿

周辺地域 地域社会がOUVを理解、遺産/緩衝地域との一体的な対策で資

産への脅威を軽減、島全体で持続可能な地域づくり

### (2)管理の現状

▶ 現状の更新

緩衝地域

- ・ヤクシカ管理や利用管理の成果や課題、気候変動等の情報の更新
- ・ヤクシカ対策効果が一部見え始めているが下層植生回復は依然不十分
- ・ガイド制度、山岳保全関係条例、山岳部適正利用ビジョンに基づく管理
- ・山岳部のし尿処理と水環境の保全、施設の安定的管理、良好な利用環境 創出、災害や遭難等に対するリスク管理等、継続的な取組課題の存在
- ・気温や降水量が増加傾向
- ・モニタリング計画に基づく科学的なモニタリングの実施

#### (3)管理に当たって必要な視点

- ア. 生態系等の統合的・順応的管理
- イ. 広域的・長期的な管理
- 一体的管理と順応的管理の重要性
- ・遺産地域とその隣接地域も含めた一体的管理
- ・モニタリング結果を反映した順応的管理

#### (ア) 広域的な視点による管理

- ・生態系の共通性、連続性を有する隣接地域を視野に入れた管理の必要性
- ・遺産地域外の観光・宿泊等施設(拠点)からのアクセスを考慮した環境教育、情報発信及び普及啓発

#### (イ)長期的な視点による管理

- ・自然環境の変化を見るための長期的なモニタリング
- ・モニタリング結果を常に反映した順応的管理の重要性
- ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用
- 保護と利用の考え方
- ・屋久島憲章やエコツーリズム全体構想の考え方を位置づけ
- ・資産価値を高めながら活用して生活水準も向上
- ・自然環境を保全するとともに環境文化を尊重
- ・持続可能な利用を前提としたエコツーリズムを推進
- ・縄文杉登山においてガイド利用や登山バス利用といった環境配慮が定着
- 工. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理
- ▶ 歴史や文化を踏まえた森林管理
- ・屋久島での人と森の関わりの歴史・文化と森林計画制度
- ・森林と人との関わりや環境文化が成立した歴史
- ・山岳信仰や小杉谷の解説
- ・森林計画制度の体系図
- オ、地域や様々な主体との連携・協働
- ▶遺産管理への理解や協力を促進
- ・遺産地域の管理に直接関わりのない地域住民、島内外の民間企業、観光客 等との関係深化

- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
- (1)計画の目的
- (2)計画の対象範囲
- (3)計画の期間
- 3. 遺産地域の概要
- (1)位置等
- (2)総説
- (3) 自然環境
- (4) 社会環境
- (5)世界遺産としての顕著な普遍的及び保護担保措置
- 4. 管理の基本方針
- (1)管理の目標
- (2)管理の現状
- (3)管理に当たって必要な視点
- ア、生態系等の統合的・順応的管理
- イ. 広域的・長期的な管理
- ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用
- 工. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理
- オ. 地域や様々な主体との連携・協働

- (1) 生態系と自然景観の保全
- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
- ウ. 自然景観の保全
- 工. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
- (3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動
- ア. 基本的な考え方
- イ. 調査研究・モニタリング活動
- ウ、巡視活動
- (4)地域との連携・協働
- (5) 民間企業等との連携・協働
- (6)環境教育
- (7)情報の発信と普及啓発
- 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項
- (1)関係行政機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との 協働型管理の体制
- (3)資金

# 屋久島世界自然遺産地域管理計画の改訂の概要(3/5)

### 5. 管理の方策(P.29~)

### (1) 生態系と自然景観の保全

- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全 (ア) 植物 (イ) 動物
- ▶ 情報更新と今後の取組等追記
- ・生物情報の更新
- ・植生保全等に配慮した森林施業・ヤクシカ管理の今後の取組
- ・種数、新種、法令指定種等の更新
- ・生物多様性/国土保全と地域社会の持続的発展の両立を目指した森林施業
- ・植生垂直分布を優先しつつバランスある生態系を目指したヤクシカ管理
- ・関係行政機関が連携した対策の実施

#### (ウ) 西部地域の生態系

- ▶ 「西部地域の生態系」追加
- ・西部地域の重要性と管理におけるゾーニング
- ・西部地域の学術的価値・観光価値の高さ
- ・植生保全、学術研究、観光のバランスを 重視したゾーニング
- ・モニタリングに基づく順応的管理の推進





西部地域のヤクシカとルールガイド

- ウ. 自然景観の保全 (ア) 湿原 (イ) ヤクスギの巨樹・巨木
- ▶ 「屋久島高層湿原保全対策」の反映
- ・地下水位の低下や乾燥化の顕著化による高層湿原保全対策検討会の設置
- 屋久島高層湿原保全対策の策定
- ・人為的影響による湿原の短期的遷移を抑制・緩和するための各種対策の実施
- エ. 外来種や病害虫等への対応
  - ・近年の国内外来種(オキナワキノボリトカゲ)の侵入情報

### (2) 自然の適正な利用

- ア. 基本的な考え方
- エコツーリズム推進全体構想との連携
- ▶ 山岳部ビジョン反映
- ・適下利用の取組やルール等を整理したエコツーリズム推進全体構想と連携
- ・ガイドを関係行政機関の重要なパートナーに位置づけ
- ・山岳部ビジョンの未来像と基本方針の位置づけ
- イ. 利用の適正化
  - (ア) 屋久島山岳部環境保全協力金
  - (イ) 屋久島ガイド登録認定制度と屋久島公認ガイド
  - (ウ)縄文杉荒川線車両乗入れ規制(工)情報発信
- 適正利用と質の向上
- ・ゾーニングと利用の分散化
- ・適正かつ質の高い観光利用を促進する制度
- ・持続的観光、利用の質向上・保護と利用の好循環実現のための戦略的誘客
- ・山岳部環境保全協力金、ガイド登録認定制度、車両乗入規制等の安定的運用
- ・適正利用のための情報発信

## 屋久島世界自然遺産地域管理計画の改訂の概要(4/5)

- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
  - (ア) 荒川登山道(イ) 宮之浦岳登山道(ウ) 宮之浦岳-縄文杉縦走路
  - (工) 太忠岳登山道(オ) 西部地域(カ) 白谷雲水峡(キ) ヤクスギランド
- 工. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
- ▶ 山岳部ビジョン反映
- ・山岳部ビジョンの利用体験ランク等の反映
- ・5段階の利用体験ランクと各登山道における該当ランク
- ・緩衝地域で利用者の多い白谷雲水峡・屋久杉ランドの利用方針
- ・山岳部ビジョンに基づいた施設整備と維持管理等
- ・関係機関等が連携し山岳部ビジョンに基づいた施設整備や維持管理を推進
- ・西部林道について、屋久島の一周道路整備検討委員会における提言に準拠 した必要最小限の範囲での整備

**ランク1** 屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート

**ランク2** 屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート

ランク3 屋久島山岳部の自然を体感できる登山道

**ランク4** 屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道

ランク5 屋久島山岳部の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる登山道

### (3)調査研究・モニタリング及び巡視活動

- ア. 基本的な考え方
- イ. 調査研究・モニタリング活動
- ウ. 巡視活動
  - ・遺産地域は生態学等に重要な地域・地球レベルの研究フィールド
  - ・関係行政機関と研究者等が連携した調査研究・モニタリング

#### (4)地域との連携・協働

- 地域住民、地域組織、民間企業等との連携
- ・ガイドや地域が具体的な取組に関与できる仕掛けづくり・機会の創出
- ・環境文化財団や地域組織等との連携を一層推進
- ・「屋久島里めぐり」の取組を充実化

#### (5) 民間企業等との連携・協働

- 地域住民、地域組織、民間企業等との連携
- ・利用影響軽減・適正環境創出のための登山者の協力
- ・島内外の民間企業による遺産管理への関与の促進
- ・他の遺産地域との情報共有や連携および相互管理の向上

### (6)環境教育

- > 環境教育の推進
- ・自然と関わる機会の創出や屋久島の環境文化等の伝承
- ・関係機関が連携して屋久島の子供が自然と関われる機会を創出
- ・学校と連携・協力した体系的な環境教育の推進
- ・環境文化を踏まえた環境文化財団の役割、連携
- ・小杉谷における地元の子供たちが学ぶ教育型エコツアー
- ・教育、情報発信の拠点となる関係機関所管施設の位置づけ

### (7)情報の発信と普及啓発

- ・山岳信仰等、歴史・文化を含む島全体の魅力、水環境にも着目
- ・世界遺産が世界と繋がれる制度であることを認識
- ・自然と人間の共生スタイル(100%水力発電、山岳信仰)の積極的な発信
- ・民間事業者と連携・協力した多角的な情報発信

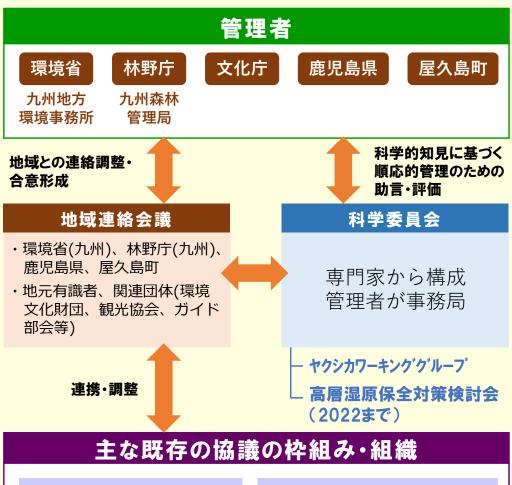
- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
- (1)計画の目的
- (2)計画の対象範囲
- (3)計画の期間
- 3. 遺産地域の概要
- (1)位置等
- (2)総説
- (3)自然環境
- (4) 社会環境
- (5)世界遺産としての顕著な普遍的及び保護担保措置
- 4. 管理の基本方針
- (1)管理の目標
- (2)管理の現状
- (3)管理に当たって必要な視点
- ア、生態系等の統合的・順応的管理
- イ. 広域的・長期的な管理
- ウ. 生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用
- 工. 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理
- オ. 地域や様々な主体との連携・協働

- (1) 生態系と自然景観の保全
- ア. 基本的な考え方
- イ. 生態系の保全
- ウ. 自然景観の保全
- 工. 外来種や病害虫等への対応
- (2) 自然の適正な利用
- ア. 基本的な考え方
- イ. 利用の適正化
- ウ. 主要な登山道や地域ごとの利用方針
- (3) 調査研究・モニタリング及び巡視活動
- ア. 基本的な考え方
- イ. 調査研究・モニタリング活動
- ウ. 巡視活動
- (4)地域との連携・協働
- (5)民間企業等との連携・協働
- (6)環境教育
- (7)情報の発信と普及啓発
- 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項
- (1)関係行政機関の体制
- (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び地域との 協働型管理の体制
- (3)資金

# 屋久島世界自然遺産地域管理計画の改訂の概要(5/5)

- 6. 管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項 (P.49~)
  - (1) 関係行政機関の体制
  - ・管理者の構成と管理内容を整理
  - (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制及び 地域との協働型管理の体制
- ▶ 管理体制図の追加
- ・管理者と関係会議および既存の協議会等の関係を明確化
- ・順応的管理のための科学委員会による科学的助言・評価
- ・地域連絡会議を通して地域と連絡調整・合意形成
- ・地域連絡会議と既存の協議会等の連携・調整

### (3)資金



#### 屋久島エコツーリズム 推進協議会

- ・屋久島町が事務局
- ・ガイド制度、エコツーリズム 推進法に関する制度等に関す る総合的な検討の場

#### 屋久島山岳部 保全利用協議会

- 屋久島町が事務局
- ・マイカー規制、協力金制度運用
- ・山岳トイレ問題、上記制度のあり方等、山岳部利用の総合的な 検討と合意形成の場

屋久島世界遺産地域の管理体制